

大学入学資格の弾力化

佐々木 享
(名古屋大学教授)

大学入学資格を弾力化する問題としては、当面、二つの措置が考えられている。その一つは、最低年齢制限の撤廃という構想であり、他の一つは、専修学校高等課程（修業年限三年以上の課程）の卒業者にも大学入学資格を付与するという構想である。

大学入学資格としての年齢

(+) 大学入学資格としての最低年齢制限撤廃という構想は、直接には、大学入学資格検定制度（いわゆる大検）における一八歳未満の合格者の効力停止規定の改定問題として起つたらしい。臨教審のなかでもこの改革の波及効果の大きさは自覚されているらしく、第三部会の経過報告では、これについては「大学入学者選抜制度、大学入学資格、高等学校教育の意義、その弾力化、高等学校における単位の累積加算制、高等学校教育へ及ぼす影響、受験競争の過熱防止などの観点から、当面、第四部会の審議をまつこととした」と述べ

ている（『臨教審だより』昭和六〇年四月臨時増刊、三一ページ）。その第四部会の経過報告では、「大学入学資格検定制度の年齢制限の問題、……旧制中等学校等の卒業者に対する大学入学資格付与の問題等についても審議を行つたが、これらの問題については、高等教育の門は可能な限り多様で幅広くすべきであるという基本認識のもとに、関係する他部会との協議も含め、更に検討を重ねていくこととした」と述べている（同上誌、四六ページ）。筆者の考えでは、この改革構想の影響は第三部会が例示したものよりもはるかに広がる可能性をもつていて。

現行法制では、大学入学資格は高校卒とされ、高卒以外の学歴者については高卒相当の学歴を要求しているので（学教法第四七条）、通常、満一八歳未満で大学入学資格をもつことはあり得ない。これは、①小学校の入学に関して年齢の下限が定められており（学教法第二三条）、②満一五歳までの九年間、義務教育学校に就学させることが義務づけられており（学教法第三九条）③高等学校の修業年限は

最短の全日制課程でも三年とされているからである。一八歳未満で大学入学資格をもち得る唯一の例外は、受験に関して年齢制限のない大学入学資格検定試験に合格することである。この場合には一八歳未満で合格してもその効力は一八歳にならないと発効しないものとされている（規程第八条一項）。念のためにいえば、高校全日制在籍者にはこの大検の受験資格が認められていない。

(二) 教育基本法や学校教育法の関係規定を変更しなくとも、大学入学資格の発効年齢に関する現行の大学入学資格検定規程第八条第一項後段の規定を改正すれば、満一六歳あるいは一七歳でも、大検に合格すれば大学入学資格を獲得することができる。これが改正の動きの発端であるが、右の改正だけが実現すると、高校の全日制課程に進学すると卒業つまり一八歳まで大学入学資格を得ることはできないうが、全日制に行かなければ大検に合格することによって一六、一七歳で大学受験資格が得られるという不均衡が起り得る。この不均衡を解消するためには、たとえば、全日制課程在学者にも、高校で修得した教科目以外の科目について大検の受験を認めることが（大検規程第二条の改正）にすればよい。^{*} しかしながら、このような改正は、当然ながら種々の問題に波及する。問題は、何のためにこのような措置が必要なのかという点にある。大学受験資格を得る最低年齢を引き下げることが目的ならば、他にも種々な方策は考え得るからである。

* 高校は小・中学校と違つて学年制と単位制を併用しており、かつ選択制の教科科目が多いので（拙稿「高校における学年制と単位制」『高校生活指導』第六三号、一九八二年八月、参照）、高校二学年修了をもって大検受験資格を認めるというような方策は考えにくい。

入学資格としての年齢規制の歴史

上級学校への入学資格の一つとして年齢に下限を設ける方式は、わが国ではひじょうに早くから制度化されており、わが国の入学制度——上下の学校間の接続関係——の特色の一つをなしてきただように思われる（旧学制下では後述のように若干の例外があつたのだが、例外を認めていないことは今日の入学制度の一つの特色となつている）。

(一) 旧学制下では、ふつう、上級学校への入学資格としては、最低年齢^{*}のほかに、一定の学歴、あるいは学力試験に合格することが要求された。

* 東京・神戸の両高等商船学校、東京・奈良の両女高師のほか、ある時期までは東京工業学校、東京美術学校、東京音楽学校なども、入学資格の一いつとしての年齢に上限をも設けていたが、これは例外で、一般には年齢の上限は規定されていなかつた。

たとえば一八八六年の「尋常中学校ノ学科及其程度」では尋常中学校第五級（第一学年に当る）の入学資格として満一二歳以上で一定の学力をもつことが要求された。一八八九年の中学校令では同じく満一二歳以上で高等小学校二年修了またはこれと同等以上の学力が要求された（当時は、尋常小学校四年、高等小学校四年であった）。「高等中学校ノ学科及其程度」（一八九六年）、「高等学校大学予科入学試験規程」（一九〇一年）等では、高等学校、高等学校の入学資格として、満一七歳以上で尋常中学校（のち中学校）卒業またはこれと同様以上の学力をもつことを要求していた。

法令で直接に最低年齢を定めず、学歴を定めることによつて実質

的に最低年齢を定める方式もとられた。たとえば、専門学校令（一九〇三年）は専門学校の入学資格を「中学校若ハ修業年限四年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト検定セラレタル者」と定めていた。この歴史は、いわゆる飛び級を経ない限り男子では一七歳、女子では一六歳になる。歴史を有しない者にたいする専門学校入学者検定規程（専検と略称された）の検定受験資格は、男子満一七歳以上、女子満一六歳以上^{*}と定めていた。

入学資格が男女で異なるという差別的扱いが戦後にはいつまでもない。今日の大検が専検と異なる点の一つは、受験資格として年齢に制限を設けていないことである。

* 中学校の修業年限が五年であるのにたいし、高等女学校の修了年限は四年を本旨とするものとされた。修業年限五年の高等女学校は次第に増加したが、この考え方は変更されなかつた。

(二) しかし、旧学制下では、上級学校入学資格としての年齢の下限について、いくつかの例外的措置がとられたこともあつた。

①その一つは、一九一九年の中学校令改正、高等学校令改正により、中学校あるいは高等学校尋常科の入学資格に関して年齢に関する規定を撤廃し、尋常小学校卒業者のほか「尋常小学校第五学年ノ課程ヲ修了シ学業優秀且身体ノ発育十分ニシテ中学校ノ課程ヲ修ムルニ足ルコトヲ當該校長ニ於テ証明シタル者」にも入学資格を認めたことである。これ以後、尋常小学校五年修了（満二一歳）で中学校に進学する者が現われたが、その数は概ね全入学者の〇・五%前後であつた。

尋小五修から中学校に進学した者の中には、後の東大教授団藤重光、同古島敏雄^{*}のような俊秀があつたことが知られている。しかし

一般的には「その実施の結果は必ずしも良好であるとは云へず」「此制度を利用する者は年と共に減じ」「昭和十六年度には僅かに二〇名に激減して居る有様で」あつたから、「初等科六ヶ年の教育は児童心身の発達状態より見て凡ての国民に一貫して受けさせることが望ましい」として（曾我部久・佐藤和韓鶴『新制中等学校の教育』一九四三年、一四二頁）、一九四三年の中等学校令では廃止された。

* 古島の場合はやや特殊な事例である。小学校に関しては、一九〇九年以来、四月始期制のほかに九月始期制の学年を設けることが認められていた（その意義や実態については『日本近代教育百年史・4』一九七四年、一〇〇〇頁参照）。古島の場合は九月始期制の学級だったので、中学校入学までに短縮されたのは約半年であった（古島敏雄『子供たちの大正時代』一九八二年）。なおこの小学校の二重学年制は一九四一年の国民学校令で廃止された。

②一九一八年の高等学校令改正により高校高等科の入学資格は、高校尋常科（修業年限四年）修了者、中学校四年修了者または同等以上の学力ありと検定された者、と規定された。年齢制限はない。これにより、通例の最短コースを辿った者は満一六歳で入学資格を得るが、尋常小学校五年から中学校あるいは高校尋常科に進学した者は満一五歳で入学資格を得ることになった。ただし、歴史をもたない者に検定で入学資格を付与するための高等学校高等科入学者資格試験規定（一九一九年）では、受験資格を満一六歳以上と規定している。検定の受験資格は、尋小五修—中学四修ではなく、尋小卒—中学四修のコースの年齢に合わせていたのである。検定さえ通れば年齢は問わないという臨教審が企図している方式を採らなかつたわけである。

この改正以後、中学四修で高校高等科に進学し（得）た者は、官立高校についてみれば全入学者中の三〇%となつたのが最高で（一九二五年）、以後次第に低下し、一九三四四年以降は二〇%を割るに至つた。大学とくに帝国大学卒業までの年限を少しでも短縮しようと、いう欲求がこの改正をもたらしたのであったが、修業年限の「か年」短縮という犠牲が報いられる程の効果をあげることはできなかつたといえよう。

なお専門学校の入学資格は改正されなかつたので、右改正の結果、専門学校の入学資格は年齢・学歴の点で高校高等科のそれより一年（尋小五修—中学四修コースを辿った者に比較すれば二年）長いといふ不均衡が生じた。

③特別に才能豊かな者にたいしては、通常のコースとは別に、年齢・学歴を問わずに入学資格を与えるという道を開いていた学校は、筆者の知る限り東京音楽学校予科だけであつた。

東京音楽学校本科は、早くから、予科修了者をもつて入学資格としていた。その予科入学資格はしばしば変つたが一九二四年以後は、中学校四修、高等女学校四修またはこれと同等の学力ありと認定された者とされた。同校は専門学校ではあつたが、男子の入学資格については高等学校高等科と同等の方式を採用したわけである。同校の入学資格の特色は、「但シ前記ノ資格ヲ有セサル者ト雖特ニ音楽ノ才能アリト認ムル者ハ試験ノ上之ヲ入学セシムルコトヲ得」という道を開いていたことである。しかしながら、『文部省年報』にみる限り、予科入学者に一六歳未満の例外的若年者がみられたのは一九一九年のみであつた。

④大学に関しては、初期は別として一八九六年の帝国大学令以降

は、筆者の知る限り、法令上の学部入学資格要件の一つとして年齢が掲げられたことはなかつた。学部の入学に関する規則は文部大臣の認可を経て学部が定めるものとされていたが、管見の限りでは、通則あるいは学部の入学規則に年齢条項を掲げた例は見当らない。

学部の入学資格は高校の大学予科（一九一九年以降は高等科）卒業あるいは当該大学の予科卒業とされていたので、年齢条項を特掲する必要はないと判断されていたのであらう（これは現行法令でも同様である）。

ただし、年齢に関する規制がないために、高卒者で定員が満たない場合に入学を認められていたいわゆる傍系学歴者に対しては、例外的に若い年齢で学部に入学する可能性はあり得た。大学の学部に入学し得た傍系学歴者にはいくつかの種類があつた。①当該大学学部入学に関して高卒と同等と認められた学校的卒業者。この種の学校は専門学校、高等師範などで、その入学資格としての年齢・修業年限は高校と同じかそれ以上であつたから、例外的な若年者はあり得なかつた。②高等中学科学力検査試験（一八九三年）あるいはその後身である高等学校高等科学力検定規程（一九二一年）による検定合格者。③学部が行なう学力検定合格者。④学部の選科に入学した者にたいする学部編入試験合格者。右のうち②には年齢に関する規定がない。また③④については公表された規程が見当らない。従つて右の②③④の経路を経た者一決して多くはなかつた一の中に、試験のむづかしさなどからしていわゆる正系の学歴者より年長者であることが多く、より若年であることは殆んどあり得なかつたようと思われる（これら傍系者への門戸が、ことさらにより若年の者を入学さ

せるためのものではなかつたことはいうまでもない。

年齢制限撤廃の目的が不明

筆者らが困惑するのは、大検における年齢制限撤廃という企画の目的が不明なことである。

大検は、何らかの事情で高校に入学しなかつた者のために学力検定により大学入学資格（現実には受験資格）を付与するための制度であり、高校教育が今日のように広範に普及している今日では、中等教育を受ける機会が極めて限定されていた戦前に設けられていた専修とはその存在意味を異にしている。近年、受験産業のなかには大学受験コースを設けていた例が現われているが、独学、あるいはこの大検コースによって大学入学までの年限を短縮しようというのである。これを契機に大学進学までの年限短縮のための方策を考えようというのであろうか。

もし、大学入学年齢の引き下げが目的なら、それがもたらす効果の是非を問わなければ、他にいくらでも方策は考え得るのに、大検の年齢制限撤廃という構想は、戦前の経験に照らしてみると、考え得るなかでもとりわけ拙劣な方策の一つであるように思えてならない。とともに、大学入学年齢を引き下げようという与論は、大正年間とは異なって、目下のところはどこにも見当らない。今日、初等・中等教育の制度に混乱ともいべき複雑な制度を導入してまで年齢制限を撤廃しなければならない理由があるのであらうか。一部の大学の入試の競争が厳しく、入学者中のいわゆる現役出身者の比率が下っているという問題は、入学年齢とは別個に考慮されるべきもので

ある。

特定の才能をもつ者に年齢制限を撤廃していた東京音楽学校の例はある。これとて実効があつたといえるほどのものではなく、吟味をする深刻な問題として関係者から問題が提起されているようには思えない。

考え得る方策の一つは、臨教審で議論されている六年制高校に限つて五年修了者に大学入学資格を与えることであろうが、このような措置に、それがもたらすであろう受験競争の激化という犠牲を埋めあわせ得るような何かの効果が期待できるのであらうか。受験教育の評価に限つていえば、臨教審の面々は、軍国主義の元締であった帝國陸軍が、「所謂受験的修業」を経た者は「総令試験上ノ成績良好ナリト雖トモ素養充分ナラスシテ学力浅薄ナルヲ免レス」、もし不合格となれば「所修ノ学問ハ受験的ノモノニシテ応用シ難ク終身ヲ誤ルニ至ルヘシ」として受験コースを排し、尋常中学校卒業者をもつて士官候補生の給源とすれば「学力素養アル者ヲ採用シ得ヘク国民教育ノ為ニハ正路ヲ履マシムルヲ得ヘシ」としていたことを想起するのは無駄ではないかも知れない（遠藤芳信「士官候補生制度の形成と中学校觀」『軍事史学』第一三卷第四号、一九七八年三月、参照）。付言すれば、かつては中曾根首相も在籍した帝国海軍士官は、陸軍士官を上まわる教養をもつことを誇りとしたと聞かされてきたものである。

ねらいは「高校に準ずる学校」の制度化か

一般に、その学校を卒業すれば大学入学資格が与えられる学校を

中等学校と称するものとされてきた。わが国の旧学制下では中等学校が中学校・高等学校の二段に区分され、そのうちの高校について

は、これを後期中等教育とする場合と高等教育とする場合とがある。ここでは問題は中学校である。

旧学制下にあっては、中学校（および高等女学校）のみが高等学校・専門学校等のいわゆる正規の上級学校に至るコースとされていたので、これらが正規の中等学校であった。これらのほか、①その卒業者が「高等学校規程上同校高等科ノ入学ニ関シ中学校第四学年修了者ト同等以上ト指定」された学校、②その卒業者が一般の専門学校入学に關し中学校卒業または修業年限四年以上の高等女学校修了と同等以上と指定された学校は、中等学校に準ずる学校とされていた。このうち①は②にふくまれる。

中等学校に準ずる学校として指定された学校は、いずれもその教育水準が中学校あるいは高等女学校と同等以上と認定された学校で、以下のような多様な学校がふくまれていた。

- ①いわゆる甲種の実業学校。
- ②中学校あるいは高等女学校の夜間部。
- ③青山学院中学部や慶應義塾普通部のような、宗教教育等独自の教育目的をふくむために、中学校あるいは高等女学校にならなかつた（あるいはなれなかつた）私立の各種学校。
- ④他の省庁所管の学校。
- ⑤植民地の学校。

右のうち①と②とは一九四三年の中等学校令により中等学校に包含された。戦後には②が高校定時制となつたことは周知のところである。③は、戦後においては私立学校の独自性が尊重されるよう

なつたため、その大部分が高等学校となつた。

総じて、戦後には高等学校の拡充策、私立学校の独自性尊重の趣旨に基づき、右の①②③の学校は高等学校となることができたので、今日では高等学校に準じた学校という制度は存在していない。

こうした経過を考慮してみると、専修学校高等課程のうち修業年限三年以上の課程の卒業者に大学入学資格を付与するという構想は、形式的には学校教育法第五十六条一項により大学入学に関して高校卒と同等の者として指定すれば足りるが、実質的には、高等学校と同等の者として指定すれば足りるが、実質的には、高等学校に準ずる学校という新たな学校制度を創り出し、ひいては後期中等教育の制度の多様化を企図していることを意味するように思われる。

一九八三年についてみれば、専修学校高等課程在学者は七万余であり、学科数は七千余といわれる（いまだもなく大部分が私立である）。このうち、三年以上の課程は四〇〇である（生徒数は不明）。そのうち三一六は和洋裁を中心とした家政関係の学科であり、その余は商業（三六）、工業（二二）、文化教養（一六）となつてている。専修学校高等課程（三年課程）の卒業者に大学入学資格をと、いう構想は、恐らく直接には私立の専修学校関係者の要求として生まれたものであろうが、この道を開くならば、専修学校高等課程の威信を高めるという直接の効果だけでなく、高等学校設置基準に合致するを要しない多様な学校を高校に準じて扱う制度が生まれる。大学受験予備校が、大手を振つて高等学校に準ずる学校に「昇格」する可能性すらじゅうぶんにある。専修学校についてはこれを規制する条項は全く見当らないからである。臨教審は、こうしたことの承知のうえでこのような構想を具体化しようというのであろうか。